

## 南アルプス市ソーシャルメディアの運用に関する基本ガイドライン

### 1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、本市が市政情報等についてソーシャルメディアを用いて情報発信する際の運用に関する基本的なルールを定める。

### 2 適用範囲

このガイドラインは、本市公式のソーシャルメディアを運用する全ての者に適用する。

### 3 遵守事項

- (1) 当基本ガイドラインを遵守しソーシャルメディアを運用する。
- (2) 各ソーシャルメディアの具体的な運用については、別途、ソーシャルメディア毎に運用ガイドラインを作成し運営するものとする。
- (3) 本市公式アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
- (4) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務に関する規程を遵守しなければならない。
- (5) 職務上知り得た秘密に関しては守秘義務を遵守するとともに、個人情報の取り扱いについては、南アルプス市個人情報保護法の規定を遵守しその取り扱いには十分に注意すること。
- (6) 基本的人権、著作権等を侵害することのないように十分に注意すること。
- (7) 発信する情報は正確かつ簡潔に記述するとともに、その内容について誤解を招くことのないように努めること。

### 4 禁止事項

次に掲げる情報発信は禁止する。

- (1) 誹謗中傷する内容。
- (2) 人種、思想、信条、職業等で差別、又は差別を助長する内容。
- (3) 違法行為、又は違法行為を助長する内容。
- (4) 職員の個人的見解や意見等。
- (5) 職務上知り得た秘密や個人情報。
- (6) 本市、又は第三者の権利を侵害する内容。
- (7) 本市のセキュリティを脅かすおそれのある内容。
- (8) 信憑性・信頼性の無い情報、又は噂や風評等を助長させる内容。
- (9) わいせつな内容、その他公序良俗に反する内容。
- (10) 本市施策の意思形成過程の未確定情報等(パブリックコメント等、ルールを決めたうえで市が意見等を広く求める場合を除く)